

3カ月の充電期間を終え、気持ち新たに Season-4 のスタートです。さて、世の中では、いたる所でモノを作り出す活動が行われています。しかしながら、生み出されたすべてのモノが著作権法で保護されるわけではありません。本シーズンでは、著作権法によって保護されるモノとは何かについて考えていきましょう。

うーむ



なかがわ

著作権性……。大変だなあ。

な) 3カ月ぶりの再開です。

皆さん、お元気でしたか？ ……フゥ〜。

ち) アレ？ センセ、どうしたの？ テンション低いヨ。

な) ハハハ、ごめん、ごめん。

本シーズンは「何が著作権法で保護されるのか」という、いわゆる「著作権性」をテーマに取り上げるんだけど、これをスッキリと説明するのはなかなか難しくてね。チョッキーも頑張っつけてきてね！

すーすー

ん？ 久しぶりなのに、センセ、元気ないネ？



チョッキー

1. 著作権法の保護要件を考える

な) 世の中で作り出されるすべてのモノが著作権法で保護されるわけではないということに異議はないよね？

ち) うん。知的財産の世界では、工業製品のデザインは創作だけど著作物ではないというのが有名だよネ^{*1}。

な) そのとおり。ほかには何か思いつくかな？

ち) 文字のフォントが著作物に該当しないっていう判決もあったよね？^{*2}

な) うん、そうだね。実用品やフォントの著作権性については本シーズンの後半できちんと勉強するけど、一定の条件に見合わなければ、著作物として保護されないんだ。つまり、著作権法でも保護要件が要求されるということだね。じゃあ、チョッキー、ズバリ聞くけど、その保護要件とは何でしょう？

ち) え〜っと、おなじみの著作物の定義があったよね。ハイッ。

条文

定義

2条1項1号 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

ち) これ以外は条文に保護要件らしいものは見当たらないなあ……。

な) そうなんだ。特許法だと、まず「発明」とは……という定義があって、そのうち保護される発明は何かということの規定する保護要件が別にあるよね。ちなみに、特許法で保護されるための要件は何だったかな？

本稿は許可なく複製し、公衆伝達をしていただいて構いません。

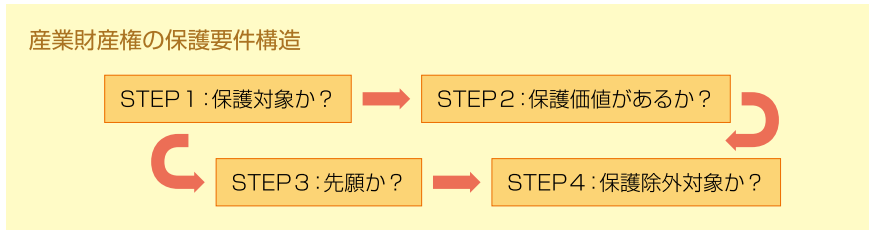
<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/>

※1) ニーチェア事件
最判平3.3.28 平2(オ)706

※2) ゴナUフォント事件
最判平12.9.7 平10(受)332

チ)新規性、進歩性、先願規定、拡大先願規定……。いろいろあるよね。

な)特許法に限らず産業財産権法は、まず、その保護対象を定義し、さらに保護価値のある対象を審査する要件を規定したうえで、先願規定や保護除外規定を設けているんだね。図にするとこんな感じになるよ。



チ)産業財産権法は4階建てになっているんだね。

著作権法は、保護対象要件しか求められない平屋の建物ってことなの？

な)いや、著作権法にも特許法の32条（不特許要件）に該当する13条が存在するよ。これが保護除外規定に該当するわけだ。

条文

権利の目的とならない著作物

13条^{※3} 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。

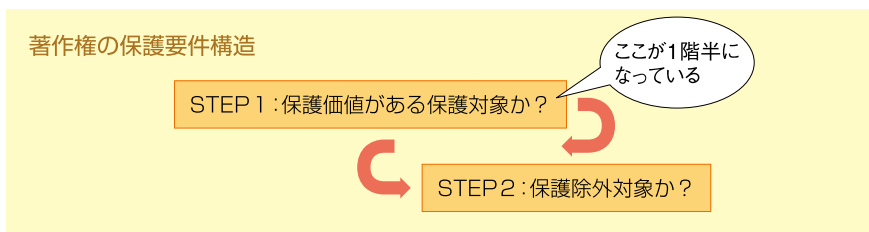
- 1号 憲法その他の法令
- 2号 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人〔独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。〕又は地方独立行政法人〔地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。〕が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの
- 3号 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
- 4号 前3号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

※3) 本条文は、ベルヌ条約2条(4)に対応している。同条約には「立法、行政、司法に関する公文書並びにその公的な翻訳」と著されており（さすが三権分立制度をつくったフランスが主導した条約である）、これらの保護は各同盟国の法令に従う、と規定されている。

チ)2条1項1号と13条の2つだけが保護要件ってことだね。

それにしても簡単すぎない!?

な)そう、この2つだけ。条文は確かにシンプルだね。上の産業財産権法と同じように図に整理してみよう。著作権法では保護価値も保護対象と一体で定義されているから、著作権法では次のような構造になるよ。



チ)1階がメゾネットタイプになった2階建ての建物って感じだね！

な)ハハハ、メゾネットかどうかは分からないけど（笑）、確かに保護対象と保護価値の要件が一緒に定義されているのが著作権法の特徴だね。次のページで産業財産権と対照表にしてみよう。注意深く比べてみてね。

産業財産権と著作権、よく比べてみよう！



	STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4
特許	「発明」であること 「技術的思想」 (2条1項)	① 産業上の利用可能性 ② 新規性 ③ 進歩性 (29条各号)	① 先願 (39条) ② 拡大先願 (29条の2)	公序良俗、公衆衛生 (32条)
意匠	「意匠」であること 「物品の形態」 (2条1項)	① 工業上の利用可能性 ② 新規性 ③ 創作非容易性 (3条各号)	① 先願 (9条) ② 拡大先願 (3条の2)	① 機能のみの意匠 ② 他人業務との混同 ③ 公序良俗 (5条)
商標	「商標機能を發揮する商標」であること (2条1項) (3条：識別性)	なし	4条各号：不登録事由 (先行登録商標を理由とするもの：11号)	
著作権	著作物であること 「思想感情の創作的表現であつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する」 (2条1項1号)		なし	① 憲法・法令 ② 国等からの通達等 ③ 判決等 ④ 上記の翻訳(13条)

チ) 著作権で保護されるためには、最先である必要はないんだね。でも、これを見ると、著作権法ってシンプルだし悩む必要はないと思うけどな？

な) いやいや、チョッキーくん。この著作物の定義規定は実に深いのだよ。じゃあ、次はこの定義規定を読み込んでみよう。

2. 「著作物」定義規定の重要性

※4) 有斐閣刊。特に著作権法は、単純な条文の理解を判決がサポートしているので、著作権法を勉強するうえで、本条文集は便利である。なお、特許法29条の特許要件についての掲載判決数は10個で、合計17個としても、「著作物」定義規定の紹介判決数はその約2倍である。

な) 突然だけど、チョッキーは『判例六法^{※4)}』という条文集を知っているかな？

チ) 知らな〜い。でも、名前から判決例が掲載された条文集ってことだよな。

な) そのとおり。この条文集には、抜粋だけど特許法も著作権法も載っているんだ。この中の特許法2条1項の「発明の定義」と、著作権法2条1項1号の「著作物の定義」で紹介される判決例は、前者が7個なのに対して、後者はなんと31個もあるんだ。

チ) うわぁ、4倍以上！？ 31個ってすごいねえ。つまり、条文だけでは判断できないから争いが多いということだね。

な) そういうこと。たった50文字の規定だけど、とても重要な条文なんだ。かめばかむほど味が出る、いわばスルメのような規定というわけだね。

チ) ……ボク、スルメよりもビーフジャーキーのほうが好きなんだけど。

な) じゃあ、ビーフジャーキーみたいな規定でいいよ (苦笑)。

チ) でも、この条文はどう理解したらいいの？

な) 分節してみると、① 思想又は感情に関するものであること、② 創作したものであること、③ 表現したものであること、そして、④ 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであることの4つに分けられるんだよ。

チ) うーん。いまひとつ、ピンとこないなあ……。具体的にはどうということ？

な) 次表で、これら4つの定義によって除外される対象を簡単に説明しよう。

ビーフジャーキー、大好き！



要求される著作物性の具体例

- ① 思想又は感情に関するものであること
除外：「東京スカイツリーの高さは634mで、東京タワーの高さは333mである」といった単なる情報・データ
- ② 創作したものであること
除外：「他人の作品をベースに作ったもの（創作の程度が低いもの）」
- ③ 表現したものであること
除外：「アイデア」「キャラクター設定」等（具体的な表現物ではないもの）
- ④ 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであること
除外：「工業製品」「タイプフェイス/フォント」等

チ)ナルホド！ こうやって単純化すると分かりやすいね！

な)これらの例は数々の判決の積み重ねだからね。

チ)でも、実際の事件になると、こう簡単にはいかないんだよね……。

な)そうだね。

チ)確かに「データ」は保護されないといっても、「データベースの著作権」は条文上規定されているし、「工業製品」は保護されないのに「美術工芸品」は保護されるし……。まだ疑問がたくさん残っているなあ^{※5}。

な)これ以外にも、「情報の多さ」「労力」「経済的価値」など、上記要件を考えるうえで判断を惑わせる要因も多いんだ。

チ)2つの判決例の結論の違いをどう考えていいのか分からないという判決例もあるしね。

な)Season-4では、著作物性について、今回概説したことを突っ込んで説明していく予定です。具体例を挙げて説明していくつもりだから、チョッキー、気合を入れていこう！

チ)オーッ！！

※5)「データベースの著作物」が保護されることは、著作権法12条の2に、「美術工芸品」が著作物であることは、同2条2項に規定されている。

Season-4も楽しく著作権を学びましょう！



次回は……

「著作物性の具体的判決例」を見てみます。どうぞ期待！



今月のクイズです。
交通標語「ボク安心、ママの膝よりチャイルドシート」という極めて短い文章は、果たして著作物でしょうか？



すごく短い文だね。著作物カナ？

※解答は p.66



筆者：中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-7-8
ランディック第2虎ノ門ビル5階
Tel：03-5472-2900



Illustrated by K. Sasaki
URL : <http://www.ks-df.com/>
E-mail : ksdesign55@hotmail.co.jp